

5月号

◎発行／赤穂市 ◎編集／秘書広報課
〒678-0292
兵庫県赤穂市加里屋 81 番地
TEL／0791-43-3201(代表)
FAX／0791-43-6892(代表)
MAIL／kouhou@city.ako.lg.jp
HP／https://www.city.ako.lg.jp

令和3年5月21日号掲載内容

- ・ 6月は児童手当の現況届の月です…………… 1
- ・ 令和4年4月採用市職員を募集します… 2
- ・ 若者就業サポート相談会を開催します… 2
- ・ 市民後見人養成研修を開催します…………… 3
- ・ 6月1日は「人権擁護委員の日」です… 3
- ・ 赤穂商工会議所各相談会を開催します… 3
- ・ 生ごみ堆肥化容器等購入助成制度…………… 4
- ・ 「紙ごみ」の分別にご協力ください…… 4
- ・ 6月1日から7日は「水道週間」です…… 4

新型コロナウイルス感染症予防のため、回覧板を次の人に渡すときには、直接手渡しすることを避け、郵便ポストに投函するなどしてください。また、回覧板を受け取った後には、日常生活と同様に、石けんによる手洗いやアルコールによる消毒をお願いします。

6月は児童手当の現況届の月です

6月25日(金)までに提出を

☎子育て支援課 ☎43-6808 FAX45-3396

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかを確認するためのものです。

5月下旬から6月上旬に郵送される「現況届」の用紙に必要事項を記入・署名のうえ、6月25日(金)までに子育て支援課へ提出してください。

この届の提出がない場合には、6月分以降の支給が受けられなくなりますので、必ず提出をお願いします。

◎支給対象 中学校卒業までの児童を養育している人

◎支給時期 原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

◎支給額

児童の年齢	児童手当の額 (一人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

令和4年4月採用 市職員を募集します

問 人事課 ☎43-6863 FAX43-6892

職種	採用予定数	受験資格
事務職 A	2名程度	平成3年4月2日以降に生まれた人(令和4年4月1日における満年齢が30歳までの人)で、学校教育法による短期大学以上を卒業した人または令和4年3月卒業見込みの人
事務職 B (障がい者対象)	1名程度	平成3年4月2日以降に生まれた人(令和4年4月1日における満年齢が30歳までの人)で、学校教育法による短期大学以上を卒業した人または令和4年3月卒業見込みの人で、下記のいずれかを満たす人 ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・療育手帳の交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 など
土木職	1名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人(令和4年4月1日における満年齢が35歳までの人)で、学校教育法による高等学校以上を卒業した人のうち、土木職に必要な専門知識を有する人 ※令和4年3月に高等学校を卒業見込みの人は受験できません。
建築職	1名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人(令和4年4月1日における満年齢が35歳までの人)で、学校教育法による短期大学以上を卒業した人または令和4年3月卒業見込みの人のうち、建築職に必要な専門知識を有する人
保健師	2名程度	平成3年4月2日以降に生まれた人(令和4年4月1日における満年齢が30歳までの人)で、保健師免許を有する人または令和4年3月31日までに同免許を取得見込みの人
保育士・ 幼稚園教諭	7名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた人(令和4年4月1日における満年齢が40歳までの人)で、保育士資格および幼稚園教諭(1種または2種)免許の両方を有する人、または令和4年3月31日までに両資格を取得する見込みの人

- ◎試験日 7月11日(日)、12日(月)
◎受付期間 5月20日(木)~6月18日(金)
◎試験会場 総合福祉会館、文化会館、市役所 ほか
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
※消防職(2名程度)は、9月に試験実施予定です。



市ホームページ
▽職員採用情報

若者就業サポート相談会(無料)を開催します

問 商工課 ☎43-6838 FAX46-3400

「働きたいけど働く自信がない」、「何からはじめていいのかわからない」など、さまざまな不安や悩みを抱える、おおむね15歳から49歳の無業者やその保護者からの相談に、専門家が一人ずつ応じながら、就職活動をサポートする相談会を開催します。

- ◎日 時 6月17日(木) ▽午後1時30分~ ▽午後2時30分~ ▽午後3時30分~
※各時間帯定員1名(先着順)
◎場 所 加里屋まちづくり会館
◎相談機関 ひめじ若者サポートステーション(厚生労働省から事業委託を受けた2級キャリア・コンサルティング技能士の資格を持つ専門スタッフが相談に応じます。)
◎その他 次回開催は、8月19日(木)の予定です。

令和3年度市民後見人養成研修(基礎研修)を開催します

問 西播磨成年後見支援センター ☎72-7294 FAX72-7224

成年後見制度において、認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう支援し、同じ目線で後見活動を担う「市民後見人」の養成研修(基礎研修)を開催します。

◎日 時 1日目 7月21日(水) 午前9時30分～午後4時30分
2日目 7月28日(水) 午前10時～午後4時30分
3日目 8月 4日(水) 午前10時～午後4時30分

◎会 場 太子町役場 3階ホール

◎対 象 次の要件すべてに該当する人

▽社会貢献活動に理解と意欲があり、地域福祉に関心のある人

▽3日間の研修すべてに参加できる人

▽25歳から69歳までの人(令和4年4月1日現在)

◎参加費 無料

◎申込期限 7月9日(金)

◎申込方法 上記の問い合わせ先にご連絡ください。

※市民後見人候補者として登録されるには、養成研修(基礎研修、実践活動研修、フォローアップ研修)のすべてのカリキュラムを修了する必要があります。基礎研修修了後、次の実践活動研修の受講意向を確認します。

6月1日は「人権擁護委員の日」です

問 市民対話課 人権・男女共同参画係 ☎43-6818 FAX43-6810

いじめ、差別、虐待、配偶者やパートナーからの暴力、その他人権に関わる問題で悩み事があれば、どうぞご相談ください。

◎日 時 6月1日(火) 午前10時～正午 ※市役所1階市民対話課で受付

◎相談員 人権擁護委員

◎相談内容 人権に関するもののほか、日常生活における諸問題

赤穂商工会議所6月各相談会(無料)を開催します

問 赤穂商工会議所 中小企業相談所 ☎43-2727 FAX45-2101

◎日 時 6月15日(火) 午後1時～4時

◎場 所 赤穂商工会館 4階大ホール(創業・経営相談は、1階相談室)

相談内容	相談員
金融(事業資金)相談	日本政策金融公庫(国民生活事業・中小企業事業) 各融資担当者
法律相談	中之島中央法律事務所 弁護士
労務・社会保険相談	社会保険労務士
登記相談	兵庫県司法書士会 西播支部
専門経営相談	中小企業診断士
パソコン相談	赤穂商工会議所職員
創業・経営相談	赤穂商工会議所職員

生ごみ堆肥化容器等購入助成制度をご利用ください

問 美化センター ☎42-3841 FAX42-3486

家庭から出る燃やすごみの約40%は生ごみです。市では、生ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器および生ごみ処理機を購入する際の助成制度を設けています。

◎助成内容

対象	助成内容
生ごみ堆肥化容器	・1個につき購入金額の2分の1を助成(上限額3,000円) ・一世帯につき2個まで
生ごみ処理機	・1台につき購入金額の2分の1を助成(上限額20,000円) ・一世帯につき1台まで

※100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

- ◎申請手順 ①生ごみ堆肥化容器等購入助成申請書を美化センターに提出してください。
②申請内容に問題がなければ、申請書記載の住所に助成決定通知書を送付します。
③通知書が届いたら、市内の販売店で生ごみ堆肥化容器等を購入してください。
※申請前に購入したものは助成の対象になりませんので、ご注意ください。

◎受付期間 3月10日(木)まで

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
▽生ごみ堆肥化容器等購
入助成金交付申請

「紙ごみ」の分別にご協力ください

問 美化センター ☎42-3841 FAX42-3486

令和2年4月に「紙ごみ」の分別収集が始まってから1年が経過しました。皆さまのご協力により、令和2年度は約85tの紙類を回収することができました。紙類の分別と再資源化を進め、「燃やすごみ」を減らすことで、地球環境への負荷だけでなく、ごみ焼却施設の負担軽減・長寿命化にもつながりますので、引き続き「紙ごみ」の分別にご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、「資源ごみ」の集団回収を中止されている地域につきましては、「紙ごみ」回収の日に新聞・雑誌等の回収も行っていますので、ご協力をお願いします。

6月1日から7日は「水道週間」です ~生活も ウイルス予防も 蛇口から~

問 上下水道部 総務課 ☎43-6888 FAX43-6872

市の水道は、清流千種川を水源とし、おいしい水道水を供給することに努めています。

毎年、日本水道新聞社では水道週間に合わせ、水道への理解を深めることを目的として、水道に関する作文、図画・ポスター、習字、標語の作品を募集しています。詳しい応募要領については、市ホームページでお知らせしますので、多数の応募をお願いします。



市ホームページ
▽第63回水道週間のお
知らせ